

# 建設産業の活性化策について

山 岸 俊 男\*

21世紀を迎えて、国内はさまざまな課題に直面しています。大きくは、①少子高齢化の時代②急速な情報化と国際化の時代③深刻な環境問題化の時代等を迎えています。このような時代に建設産業は、世の中の公共事業を悪とする風潮と財政難から公共投資の縮減と相俟って、大変に厳しい時代を迎えています。この時、建設技術者は、どの様に考え行動を取ったら良いのか。建設技術者は、これらの問題解決に向けて従来の枠を越えて、自らが、より一層創造的に発想してゆくことが求められており、その果す役割は、大変に重要なものとなっています。

今、建設産業の行く末は、極めて不透明な時代を迎えています。政府及び国民の多くの人々が、公共事業の不要論を称えています。これは、そこに住む人の感覚であって本来の不要論とは全く異にしているものです。人は、自分の住む周辺（利用範囲）の社会資本が概ね整えられると、その社会資本が、全国全てに整備が終わったがごとく錯覚してしまうのであります。また、自分があまり利用しない社会資本は、不要と発言するものであります。

人は、生まれる場所を選ぶことができません。そして、ほとんどの人が、その地で生まれ育ち、その地で一生を終えてゆくものです。とすると、ほとんどの人達が、国内の他の全ての場所を知るはずがないのであります。社会資本が、まだまだ不足している場所の人達の痛みを思いやる気持が、不要論を称えている人達にあるのであろうか。今の世の中「自分さえ良ければ、それで良い」そのものが、公共事業の不要論となってる様に思えてならないのであります。人は、社会資本の恵みに浴すると、いままでの痛みを忘れて、他人の痛みを思いはせる気持を失ってしまう場合が多いと思われまふ。

さて、社会資本を整備する側からみて見ると、従来と同じ「やり方」（整備手法）による整備では、財政難から公共投資が抑制され続けており、立ち行かなくなっています。同様に、それを業としている建設産業も成立（経営）しにくくなっています。従って、毎年の公共投資額の減少は、建設産業のゆく末が、暗く縮小するしかない様に考えられますが、そうではない。「活性化策」は、あります。

それは、従来の法律や規制の基では無理であって、その法規制の緩和と新たな制度の創設により、必ずや活性化するはずであります。

例えば、今の会計法では、10億円で受注して新工法等工夫して8億円で完成すると、2億円の減額となる。これでは誰れも、積極的にコスト縮減に取り組む施工者はいない。また継続産業で初年度に提案すると、2年目以降、低減された金額にて継続される。これでは誰れも、新工法等の提案は出てこないであろう。早急に日本版VE制度（例えば2億円

---

\*株式会社キタック

を発注者と施工者が折半)の創設が望まれます。

また、施工期間についても、工期短縮による地域経済への波及効果を加味したボーナス金制度と遅延した場合の違反金制度の導入等が望まれます。(現在、違反金制度はある)

設計VE制度の創設も同様で、現状では、提案者が報いられていないため、誰れも良い提案を出すはずがないのである。この様に現在の法規制を緩和することにより、日本の建設業界は、より一層の研究開発が進み活性化するものと思われれます。

次に、新たな制度の創設について述べてみたい。

95年の阪神大震災の際に、高架橋脚に木材片や布切れの混入、鉄筋の結束が設計と異なっていたと言う状況が判明しました。これは、耐震性能を落としていると同時に、国民が信頼していた公共公物の施工に大きな不信を抱かせたことも事実であります。

最近、コンクリートの落下事故、他産業においては、東海村原燃の再処理工場事故に始まって雪印食品の食中毒、偽装牛肉事件、医療関係機関等での事故や事件等々、いずれも「あってはならないこと」が発生しているのであります。そこに携わる人が自分自身を律する観念、即ち倫理観の欠如によるものであらうと思われれます。

そこで、これらの防止対策として、第三者の監視制度の導入、即ち新たな制度の創出により問題の発生を未然に防止し、新たな雇用の場を生み出すこととなります。

例えば、コンクリート100㎡以上の打設現場には、必ず第三者機関(コンクリート専門者)が立合うと言う制度を設けることにより、新たな雇用の場が生まれ、建設産業の活性化に結びつくはずである。その際、従来、施工者がコンクリート打設時に実施しているスランプ試験、テストピース作業等の一連の諸作業や鉄筋検査も含めコンクリート打設時に立合うことになれば、「あってはならないこと」が防止でき、同時に新たな雇用の場も生まれます。当然、発注金額には、それらの費用をコンクリート1㎡当りに加算するか、技術管理費等に見込まれることとなります。

他にも、CM(コンストラクションマネジメント)、PM(プロジェクトマネジメント)等の導入により、職域雇用の拡大が図られます。しかし、現在、進められている施工者自身が、CM、PMを実施する様では、職域雇用の拡大への効果は、薄いものとなってしまっています。

ここは、第三者機関(コンサルタントも含む)によるCM、PMを実施すれば、より適正な施工の遂行が図られ、職域雇用の拡大の効果もより大きくなるものと思われれます。

これまで述べた具体例は、活性化策の一例であって、建設技術者がもっと創造力を結集すれば、いろいろな策を生み出すことが出来るはずであります。そして、その必要性を国民(東京人)に向けて発信する必要があります。これらは、建設産業が国民から信頼を取り戻す絶好の機会でもあり、また建設産業には、未来があることを確信させてくれます。